

後期高齢者医療制度のお知らせ 令和2・3年度の保険料率の引き上げを行いました

後期高齢者医療制度を運営するための費用は、公費負担のほか、被保険者の納める保険料と若い世代からの支援金により賄っています。近年々、1人当たりの医療費が増加する中で、高齢者人口の拡大により、若い世代からの支援金の割合が縮小し、これまでの保険料率では財源不足が見込まれることから、令和2年度から保険料率の引き上げを行いました。

引き上げの内容

	H30・R1年度	R2・3年度
均等割額	36,900円	40,400円
所得割率	7.40%	7.84%

保険料の算定方法（限度額は64万円）

保険料（年額）＝均等割額 40,400円（1人当たり）＋（前年中の総所得金額等－基礎控除額 33万円）×所得割率 7.84%

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます

軽減割合は、同一世帯内の被保険者および世帯主（被保険者でない方も含む）の所得金額等の合計により判定します。

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計	軽減後の均等割額（年額）
7.75割軽減	33万円以下の世帯	9,090円
7割軽減	33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下（年金以外の所得がない）	12,120円
5割軽減	33万円＋（被保険者数×28.5万円）以下の世帯	20,200円
2割軽減	33万円＋（被保険者数×52万円）以下の世帯	32,320円

⑧県後期高齢者医療広域連合業務課 資格保険料係

☎025-285-3222

市民生活課 保険年金係 ☎63-5112

ひとり親家庭等を支援する制度を受けるには、申請が必要です

次に該当する児童の養育者で、市内に住所があり、所得額などの一定の条件を満たしている方は、申請していただくことで、支援を受けることができます。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 母が未婚で出生した児童 など

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。支払月は年6回（奇数月）です。

児童扶養手当の支給額（月額）

	支給区分	
	全部支給	一部支給
児童1人	43,160円	43,150～10,180円
児童2人	53,350円	53,330～15,280円
児童3人	59,460円	59,430～18,340円

※支給額は、物価スライド制の適用により、4月1日から変更されています。

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等に対し、かかった医療費の一部を助成します。医療費助成の対象となる方は、健康保険の加入者で、児童を養育する父、母または養育者およびその児童です。

対象となっている方へ

婚姻、年金受給、同居家族の変更などはありませんか？

婚姻などにより、支給資格の喪失や変更がある場合は手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

⑨子ども若者課 子育て支援係
☎63-3126